

○日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類について健康保険被扶養者異動届に国内居住要件の例外に該当することが確認できる書類の添付が必要となります。該当する国内居住要件の例外により添付書類が異なりますのでご確認ください。
 なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文も必要です。

国内居住要件の例外	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断しますのでお問い合わせください。